

(訪問介護・訪問型サービス)

提供サービスの種類	訪問介護及び訪問型サービス
開設者名称	有限会社 静内ケアセンター
事業所名称	静内ケアセンター訪問介護事業所 静内出張所
事業所所在地	〒056-0006 日高郡新ひだか町静内山手町1丁目2番4号
事業所電話番号	0146-45-0020
F A X 番 号	0146-45-0037
管 理 者 名	高橋 克徳
窓 口 担 当 者 名	和田 かすみ
職 員 数	6名
開設曜日及び開設時間	月曜日～日曜日(12月31日～1月3日まで休み) 9時00分～17時00分(他の時間も対応可)
事業所の特徴(PR)	個々のニーズに合わせたきめ細やかなサービスが基本です。 在宅生活の継続を可能にすることであり、365日の対応が可能です。病院通院の患者輸送も可能です。
利 用 料 金	別紙の利用料金のとおり
ホームページ	

静内ケアセンター サービス費用のめやす

●訪問介護(要介護認定の方)

身体介護が中心である場合		生活援助が中心である場合	
利用区分	訪問介護費(1回)	利用区分	訪問介護費(1回)
20分未満(但し、算定条件あり)	165 円	20分以上45分未満	181 円
20分以上30分未満	248 円	45分以上	223 円
30分以上1時間未満	394 円		
1時間以上	575円に所要時間30分増すごとに83円を加算した金額		

■ 身体介護中心で引き続き生活援助を行った場合は、20分以上で66円、45分以上で132円、70分以上で198円を加算します。

■ 通院等乗降介助 1回につき(片道) 97円

《 加算 》

○初回加算～初回の利用月に1月につき200円の加算をします。

○特別地域加算～サービス費用の合計に15%の加算をします。

○介護職員処遇改善加算Ⅰ～サービス費用と他の加算の合計13.7%の加算をします。

●訪問型サービス(事業対象者・要支援認定の方)

1か月につき	訪問型サービスⅠ (週1回)	基本1(3回以上/月)	1,150 円	要支援1. 2 事業対象者
		基本2(3回未満/月)	575 円	
	訪問型サービスⅡ (週2回)	基本1(5回以上/月)	2,300 円	要支援1. 2 事業対象者
		基本2(5回未満/月)	1,150 円	
	訪問型サービスⅢ (週3回)	基本1(7回以上/月)	3,450 円	要支援2のみ
		基本2(7回未満/月)	1,725 円	

《 加算 》

○初回加算～初回の利用月に200円の加算をします。

○特別地域加算～サービス費用に15%相当の加算をします。

○介護職員処遇改善加算Ⅰ～サービス費用と他の加算の合計に13.7%相当の加算をします。

(例)月に4回 45分以上の生活援助を利用した場合

訪問介護費 223 円	×	4 回	=	計 892 円	+	特別地域加算 134 円	+	介護職員処遇改善加算Ⅰ 141 円	=	合計 1,166 円
----------------	---	-----	---	------------	---	-----------------	---	----------------------	---	---------------

(例) 訪問型サービスⅠ(週1回)基本1利用の場合の利用料金

1か月	訪問介護費 1,150 円	+	特別地域加算 173 円	+	介護職員処遇改善加算Ⅰ 181 円	=	合計 1,504 円
-----	------------------	---	-----------------	---	----------------------	---	---------------

■ 2割負担の方は、上記料金の2倍になります。

* 生活保護受給者については、介護扶助が適用となり自己負担はありません。